

忘れていませんか、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ 毎月20日は、県内畜産農場の一斉消毒 「くまもと家畜防疫の日」の制定について

県では毎月20日を「くまもと家畜防疫の日」と定め、「飼養衛生管理基準（※裏面資料参照）の自主的チェック」及び「農場消毒」実施を促進し、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の悪性家畜伝染病の防疫対策の徹底を図って参ります。

平成24年7月20日を第1回目とし、ポスター等による啓発及び畜産農家での消毒等を行います。

1 目的

県内の畜産農家及び畜産関係者の防疫意識を高め、消毒をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守を徹底することで、悪性家畜伝染病の侵入リスクを減少させます。

2 実施内容

- (1)畜産農家は、「くまもと家畜防疫の日」に、飼養衛生管理基準の自主的チェック及び農場消毒を行います。
- (2)県は、「くまもと家畜防疫の日」啓発用ポスター等を作成して畜産農家や農協、市町村等に配布し、悪性家畜伝染病の防疫対策を周知、啓発します。

3 今後の計画

一年を通じて、家畜保健衛生所が全農場の立入検査を実施しています。その際に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、「くまもと家畜防疫の日」の周知、啓発活動を継続して行います。

『参考』

- 他県の状況：平成22年4月20日に宮崎県で口蹄疫が発生したことから、宮崎県及び沖縄県は毎月20日を「消毒の日」、また、鹿児島県は独自に毎月29日を「県内一斉消毒の日」として取り組んでいます。

お問い合わせ先
農林水産部生産局畜産課衛生防疫班
担当 濱、平野、濱田
内線 5423
ダイヤルイン 096-333-2402

(別紙)

飼養衛生管理基準について

- ・家畜伝染病予防法第12条の3第1項で家畜の所有者に義務づけられている家畜の飼養に係る衛生管理の基準です。
- ・具体的内容は、家畜伝染病予防法施行規則別表第二で、家畜の種類ごとに定められています。

【参考：家畜伝染病予防法（抜粋）】

- 第12条の3** 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。
- 2** 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

(例) 飼養衛生管理基準に基づくチェックシート（牛版）

- 家畜防疫に関する最新情報の把握
 - 伝染病発生情報や、防疫対策に関する情報を知っている。
- 衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止
 - 衛生管理区域や畜舎に出入りするときに、手指の洗浄及び靴の消毒をしている。
 - 当日の他の畜産関係施設などへの立入や過去1週間以内に海外から入国した者は、原則として立入させない。（獣医師等を除く。）
 - 他の畜産関係施設などで使用した家畜に直接接触する物を衛生管理区域に持ち込むときには、洗浄又は消毒をしている。
 - 過去4月以内に海外で使用されていた衣服や靴は、衛生管理区域に持ち込まない。
- 野生動物からの病原体の侵入防止
 - 家畜には、汚れていない飲用に適した水を与えている。
- 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。
 - 家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品は、1頭ごとに交換又は消毒をしている。
 - 空になった畜房又はハッチの清掃、消毒をしている。
- 家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処
 - 家畜の異状を確認したときには、速やかに獣医師に連絡している。
 - 家畜の健康観察は、毎日行っている。
 - 出荷又は移動のときには、家畜の健康状態を確認している。
- 感染ルートの早期特定のための記録の作成及び保管
 - 衛生管理区域に立入った者等について記録し、1年間保存している。